

近世関東における長吏の生業と市商い

岡田 あさ子

要約

近世期における被差別民（長吏）の生業は、代表的な身分的職能でもある斃牛馬取得や勸進が知られているが、小稿では生業のなかでも特に市商いに注目し、市商いの実態と特質を明らかにすることを目的とするものであり、史料の残存状況などの問題から、対象地域は武蔵国・下野国・下総国など複数地域にまたがり、時期も統一されていないが、これらの複数の事例に共通する点や変化を検討することで関東における市商いの実態を把握することが可能であると考える。

長吏の市商いは近世を通じて（あるいはそれ以前から）みられる生業であるが、斃牛馬取得権のかたよりや勸進の形骸化といった長吏内部における生業の変化、また貨幣経済の浸透などといった社会背景によって、より重要な生業へと変化していったものである。

はじめに

長吏⁽¹⁾の生業として広く認知されているものに斃牛馬^{へいごうま}取得や勸進がある。これらは長吏の身分的位置づけを考えるうえでも、ひじょうに重要な職能であるが、実際には斃牛馬取得や勸進のみで生計を成り立たせるのは困難

であり、この他にも生計を立てる生業があったと考えるのが妥当である。長吏が農業に携わっていたことはよく知られているが、小稿では長吏の生業のひとつとして重要な位置を占めていたと考えられる市商いに着目し、検討⁽²⁾を行う。

長吏の市商いは身分的特権として認められていた草履^{わらじ}や箆^{おこ}などの小商品の生産販売が知られているが、市商い

の様子や権利関係などは必ずしも明らかではない。小稿は現在確認できる複数の市商いの事例からその実態を解明し、斃牛馬取得や勧進といった他の特権と比較・検討することで、生業における市商いの位置づけと、その特質を明らかにすることを目的とするものである。

一 身分的職能と生業

1 斃牛馬取得権

斃牛馬取得は単に生業としてのみならず、長吏の身分を位置づけるうえでも重要な職能のひとつである。農耕馬あるいは駄賃稼ぎの手段として村内で飼育される馬が死ぬと、斃馬は旦那場内に定められた捨て場におかれ、その日の場日の権利を持つ場主である長吏が斃馬を取得する（近世中期以降、場内を廻り斃牛馬をみつけ解体の実務にあたるのは、長吏から勧進の権利と番人役を委譲された「非人」である場合が多い）。しかし長吏ではあっても場日の権利の所有状況には各々差があり、権利を持たない長吏も存在した。こういった権利の格差は、長吏集団の構成状況（内部階層）などにより当初から存在したものであることはもちろん、場主の権利が田畑同様に質入の

対象となるため、長吏集団内でも裕福な階層に権利が集積する傾向があったためと考えられる。

次頁の表1は安政元年（一八五四）から明治三年（一八七〇）の一七一年間に武蔵国横見郡和名村を中心とする旦那場（仮に「和名場」とする）で取れた馬皮を表にしたものである。この時期の和名場の長吏軒数は二四軒から二六軒であるが、実際に馬皮を取得しているのは毎年十軒前後にすぎない。最も取得枚数の多い小頭が、多い年で一八枚、少ない年でも五枚の馬皮を取得しているのに対して、多くの場主は年に一枚あるいは無取得である。皮革を取るために老馬や病馬を買い取る、あるいは飼料代をつけて譲り受けることは弾左衛門役所からたびたび禁令が出されていたこともあり、斃牛馬取得権に基づく皮革の取得は、必ずしも安定した収入が望める生業ではなかったといえる。

2 勧進権

勧進も斃牛馬取得と並んで長吏身分を代表する職能として、旦那場をその設定範囲としている。その内容は多岐に及び、地域ごとに様々な勧進が行われているが、近世中期以降は「非人」にその権利を委譲し、長吏自身は勧進行為から離れていく傾向が指摘されている。

表1 和名馬場皮取得数

場主	年	安政元	安政2	安政3	安政4	安政5	安政6	万延元	文久元	文久2	文久3	元治元	慶応元	慶応2	慶応3	明治元	明治2	明治3	小計	備考
甚右衛門		8	7	5	6	8	10	8	18	11	10	6	17	14	10	10	12	18	178	小頭
辰之助		1			1	2	1	2	2		1	3							13	
夏次郎		2							1			2							5	
勇吉		1												1			1		3	
富八		3	1	1		1				1		2	2					4	15	
音松		1		1	1		1	2	1	1	1	1			2	1	1		14	
長蔵		1		1															2	
清太郎		2										1		2	4	5	4	3	21	
新五郎		1					1							1			1	1	5	
岩二郎		1																	1	
重蔵			1		3			3	1	1	1			1	2	1	4	4	22	
弥助			2		1	2		1	4	1	1	3	3						18	小組地役
久米治郎			1	2	1		1						1		1		1	1	9	
直次郎			1	1		1													3	
仙蔵				1															1	
伊之吉				1															1	
忠蔵				1		1													2	
富士五郎				1		1		2	4		2	2	2	2	1	3	1	1	22	小組地役
辰之助				1															1	
みよ					1	1				1	1			2	1			2	9	
岩治郎					2														2	
吉三郎					1	2	1					1	1						6	
常治郎						1													1	
倉次郎								1				1							2	
兵蔵								1	1	1		1							4	
与助								1											1	
平吉											1								1	
滝治郎													1						1	
八五郎													1						1	
寅松														2		1			3	
さん														1	1				2	
幸治郎														1		1		3	5	
浜吉																		1	1	
小計		21	13	16	17	20	14	22	32	17	18	23	28	27	22	22	25	38	375	
馬皮取得場主		10	6	11	9	10	5	10	8	7	8	11	8	10	8	7	8	10		

【鈴木家文書】954より作成

注1：「馬皮取得場主」はその年に馬皮を取得した場主の人数（当該期の和名場の軒数は26軒、表中では代替わりや欠落などは考慮していない）

注2：「小組地役」とは、かつては甚右衛門家と年番で小頭をつとめていた家

武蔵国入間郡いんまの長吏は毎年正月の年頭祝儀廻りの際に、村役人などの主だった百姓家には裏付草履一足を、小前へは裏付女草履一足を渡し、その代銭として一六文を受け取っていたが、草履値の高騰を理由に寛政六年（一七九四）に小前への年頭祝儀を安価な一重草履に変更する旨を旦那である村方に願い出て認められている（翌寛政七年の正月には、名主家に裏付表草履を年頭祝儀として持ち、草履値相応の代価である四八文の代銭を受け取っていることが確認できる）。「旦那場持」「旦那中」という文言からこの年頭祝儀は旦那場で行われる勸進行為のひとつであると考えられるが、しかし草履を渡して相応の代銭を受け取るという行為が果たして勸進といえるのか、またそのような状況でなぜ継続して行われているのかという疑問が残る。

前述した和名場にはこの年頭祝儀勸進に関して次のような興味深い史料が残されている。
元禄一二年（一六九九）に和名場と境を接する松山場との間で起こった斃牛馬取得権をめぐる場境争いにおいて、斃牛馬取得権主張の根拠として旦那場内の役をつとめていることと、旦那中に年頭進物を贈っていることが挙げられており、旦那中への年頭祝儀が長吏と旦那の仕切関係を確認する行為として認識されていた様子が窺え

る。

同じく和名場で寛政九年（一七九七）に作成された二六カ条に及ぶ新組取極証文には、旦那場への年頭祝儀勸進や婚礼・悔見舞などについて従来どおり執り行う旨を定めた一条があり、その中で「不参致候と旦那二而立腹致候義二而、畢竟旦那・場主之縁之処二候得者」と、勸進行為を行わなくなっている長吏がいること、それに対し勸進を行うのは「旦那・場主之縁」つまり旦那と場主の縁を保つために必要な行為として規定している。松山場との場境争いにおいて年頭礼が斃牛馬取得権の主張根拠となったのは、このような認識に基づくものであったと考えられる。つまり年頭祝儀をはじめとする折々の勸進は、旦那と場主の縁を保つために行われるものであり、その目的は旦那場を基盤とする身分的諸権利の保持にあった。このような形で挨拶廻りとしての勸進を奨励しながら、一方では同じ年頭祝儀勸進である鳥追について「勸進場手下共江頼置候へ者非人職分」であるとして禁じている。これらのことは身分的職能としての勸進の形骸化を窺わせる。鳥追いなどの門付芸かどづけや物貰いなどを否定し、旦那との縁を保つために挨拶廻りを行う、という勸進が生業として成り立っていたとは考えにくい。

新組取極証文のなかには、馬喰ばくち（老病馬の売買）の禁

止について数カ条にわたって記しているが、その中に「仲間職分段々一ト品ツツも少ク相成、百姓中着合不相成、作馬之世話致候も不相成候様ニ成行候ハ、田舎ニ而手職計リニ而ハ渡世難取統一同難儀」と、病馬・老馬の売買禁止に加え、「作馬」(馬の目利きや世話)まで禁じられては、田舎であるため手職のみでは生計が成り立たないという旨が記されている。馬喰禁止が繰り返し記されていることから、老病馬の売買を行う者が存在したことや、それとは別に馬の目利き・世話を生計手段のひとつとしていたことがわかる。またこの他にも「手職」を行って生計を立てていたと記されているが、この手職とは小商品の生産・販売、つまり市商いを指しているものと考えられる。

二 在方長吏の市商い

1 市商いの実態

武蔵国入間郡川越本町の名主榎本弥左衛門が万治三年(二六六〇)頃に記した覚書に、明暦三年(一六五七)に定められた長吏の市商いに関する記録がある。

史料1¹⁴

明暦三年酉六月廿八日ニ相定

一、あぶろうかわた談右衛門・作右衛門共以上十老人、川越町奈良屋次五右衛門殿へよび付申す義、科人川越ニ有時ハ拷問ハ不及申、御成敗之時土段つき、はりつけニかゝり候時ハ、はしらこしらへ、永代町人ニ少もかまわせ不申候様相定申候、子細ハ南町市ニ而すり二人とらゑられ、高沢橋近所ニ而御成敗ニ罷成候時、ためし物ニ成候時、かわたニ土段つき候へ由被仰付候所ニ、かわた共私とも終ニ土段ハつき不申候間成間敷候由申候付、御家中衆町人ニ被仰付候所ニ、定使弥次右衛門町ノ者終ニ仕候義無之候由申候付、弥次右衛門殊外た、かれ申候ニ付、其町年寄箕嶋八郎左衛門殿初五町の町人右奈良次五右衛門所へ出合、市のあき内とめ申候付、かわた共わひ事申、此以後も何事ニ而も科人之義ハ皆可仕候由申候付、市をゆるし申候

史料1は武蔵国入間郡安生老の「かわた」(長吏)が川越五ヶ町より行刑役を命じられたが、それを断つたために「市あき内(市商い)」を差し止められたというものである。結局「かわた」が町に詫びを入れたことで、以後行刑に関する諸事は「かわた」の役目となり、それを条件に市商いが許可された。この事例から長吏の市商

いは、長吏が独自に市を形成していたのではなく、在地にある既存の市で商いを行い、その商いは行刑という身分役をつとめることによって、在地から権利を認められていたものであったことがわかる。史料からは「かわた」が扱っていた品は明らかでないが、『新編武蔵風土記稿』のなかに安生老の長吏が古くから砥商いに関わっていたことが記されており、安生老の長吏は川越市でも砥石商いを行っていたと推定できる。

長吏の砥商いは下野国足利郡山下村を中心とする旦那場（仮に「足利場」とする）や下総国結城郡結城町の旦那場（仮に「結城場」とする）でも確認できる。

貞享四年（一六八七）足利場の小頭は代官所に対して、足利市や町での「砥売」は長吏家職であり、公儀御用などをとめて給分として役人衆から認められているものであるとして、町人を相手取り訴え出ている。

結城場の事例は結城町藪下居住の小頭が、寛政五年（一七九三）結城城下での市商いについて足利場の小頭同様、領主に訴え出たものである。結城城下での市商いは二百年以前の結城秀康支配の頃から、城下の火廻りや行刑役を勤めている藪下居住の長吏が「御扶持之代りとして右砥石・破魔弓并草履商之儀は藪下二居候者共計り商致、組下たり其他村之者共不為入込」と、結城城下での市商

い権は城下の役をつとめている長吏のみにあり、たとえ同じ結城場内の長吏であっても当該地の役をつとめない者には権利がないと主張している。

以上、時期も国も違う三つの市商いの事例に共通するのは、①一般の市や町で商いを行う（長吏が独自に市や商いの場を形成しているわけではない）、②長吏の市商い権を承認するのは在地（町人・領主）である、③役をつとめることで市商いの権利が認められる、④砥石・破魔弓・草履といった長吏の特権品を扱う。以上の四点である。このような特徴はこの他の地域にも共通してみられるものであり、長吏の市商いの典型であるといえるだろう。以上のことから長吏の市商いは在地のなかで、在地との関係性を維持することによって行われていたことが明らかとなる。

2 市商い権の特質

長吏の市商いは、長吏身分の特権（専売・優先権）として認められていることの多い砥石や草履・破魔弓といった生産品を主に扱っていることから、身分的特権（職能）のひとつであるといえるだろう。しかし市商いは斃牛馬取得や勧進といった旦那場を設定範囲として行われる他の身分的諸権利とは異なり、場主など特定の権利者

が定められているわけではない。

史料2¹⁹

覚

一、久保田市見せ賃之儀、組役之外見せを出候者ハ壹軒ニ付拾六文ニ相定、自今永々如是ニ御座候、為後証之仍而如件

三組惣代

弥平次判

同 儀右衛門同

同 惣右衛門同

安永六丁酉年

二月廿一日

前書之趣年々見せちんニ付相滞有之、依之三組相談之上別相改前書之通り年証文之外新加条之証文ニ書そへ右三人之印形惣代ニ致取置者なり

一、右通り相改他所之草履買出事をやめる、松山之者・

熊ヶ谷・和田村之買交り当市江とめる

一、前書之見せちん之事年々証文書入可申者なり

当番

瀬兵衛

御月番浅右衛門様

史料2は安永七年（一七七七）、和名場内にある久保

田村の市での商いについて記されたもので、和名場の組下以外の者が久保田村の市で店を出す場合は一人につき一六文の市見世賃が必要であること、他所の旦那場との草履売買を停止する旨を定めたものであり、同様の事例は足利場でも確認できる。

天保一二年（一八四一）足利場が、他の旦那場の長吏が足利場内で市商いを行うことに対して弾左衛門に出訴し、弾左衛門役所新町宿（公事宿）の内済により、足利場の主張が全面的に認められたものである。²⁰ 足利の主張とは、商い一人につき益暮二季に錢五〇文ずつを足利場小頭半右衛門に納め、引き替えに商人一人一枚ずつの商い許可の切手を渡し、足利場内での市商いを認めるというもので、竹皮草履・中抜藁草履などの見世売り（小売り）は禁止、店卸しに限る（他の商品は見世売りも可）という条件がつけられている。

以上ふたつの事例から明らかとなるのは、①旦那場で他組所属の長吏が商いを行う場合は、当該の旦那場に市役銭を支払うことで許可されていたこと、②長吏の特権品である草履商いに制限を設けていることである。市商い権が旦那場を基盤として行われていることは斃牛馬取得・勧進権と変わらない。しかしこれらの権利と異なる点は、①他組長吏も条件つきで商い行為が認められてい

ること、②市が立つ当該の地域の場主はもろろん、当該地域の場日の権利を持たない長吏であっても、同じ旦那場の所屬であれば場内での市商いに特に制限をうけた様子が無いことである。斃牛馬取得や勧進であれば、同じ旦那場に所屬する長吏であつても場主でない者には権利は発生しない。これらの市商い権の権利所有については、安永七年（一七七八）の和名場、天保一二年（一八四二）の足利場の事例に共通していえることであるが、近世前期には必ずしも同様の権利形態ではないなど、権利の基準が時期により変化していることも、他の身分的諸権利にはみられない。

特権品を主に扱っていることから、市商い権も斃牛馬取得や勧進といった身分的権利のひとつとしてとらえられるが、斃牛馬取得や勧進の権利が旦那場を基盤に場主・場日という形で明確に権利者が定められていることに対して、商い権の設定は曖昧である。その理由として、斃牛馬取得や勧進が旦那場内部の人々や物を対象として行う権利であるのに対して、商いは市に出入りする多様な人々を対象としており、旦那場という枠のみではとらえられないという点、市は複数の人が出入りする場であり、寺社の門前や辻など境界領域に設定されることの多い非日常な「場」であるという特殊性、またそういった

市の番を長吏身分の人々が担うなど、商い以外の面でも市との関わりをもっている場合が多いこと、²³などが挙げられる。長吏の市商い権や特権品の由来、ひいては旦那場の形成にも関わる問題であり、市と長吏の関わりについての検討は今後の課題としたい。

三 生業にしめる草履の重要性

1 草履商いへの特化

前章に挙げた和名場・足利場の事例とも、旦那場内における他組長吏の商い規制の対象となつている生産品は草履である。和名場は古い商いの事例が確認できないため詳細は不明である。足利場の長吏が近世初期に砥商いを行つていたことは前述したとおりである。しかし貞享四年（一六八七）の事例は近隣の町人の権利争いであり、この段階ですでに長吏の砥商いの権利が他身分に脅かされていくことが窺える。それを裏づけるように前述した天保期の足利場の市商い一件では、砥商いについてはまったく触れられていない。同じく結城場の市商いの事例においても、砥石・破魔矢弓・草履の三つの商い権を主張していながら、実際の争点は草履の商い権に終始して

おり、これは自らの草履商い権の正当性を主張するために、すでに喪失あるいは形骸化していた砥石や破魔矢弓の権利まで持ち出したものであると考えられる。中世から近世初期にかけてみられる長吏の砥商い権は、比較的早い段階でその大部分が失われていたと推測される。一方それに対して草履の権利は長吏の商い権のなかでも重要な位置を占めるようになっていたことが、様々な史料から読みとれる。

明和六年（一七六九）、弾左衛門は村方長吏が江戸市中で雪駄・裏付草履を卸し売りすることを禁じている。²⁴これは浅草新町にある弾左衛門囲内の雪駄屋の保護を目的とするものであるが、寛政九年（一七九七）には村方長吏の渡世に障りがあるとして革鼻緒・真田織の色鼻緒・裏牛皮草履の卸売り禁止はそのままに、竹皮鼻緒・裏馬皮草履に限って村方長吏による江戸市中での草履商いが許可されている（寛政一〇年には羽田村など武蔵国の一〇カ村のみ色鼻緒も許可）。これらの一連の動きを記した史料のなかで「在方二而雪駄裏付拵当地店々持歩行売捌候儀次第相増、近来ハ右職不致村々ハ無之様相成」と記されており、江戸近郊村方長吏の多くが、江戸市中で草履商いを行っており、草履商いをしない村はないと記されるほど盛んであった様子が窺える。これは一大消費

都市江戸の近郊であるということはもちろん、近世社会の動向としての貨幣経済の浸透がその背景にあると考えられる。一節で挙げた和名場の新組取極証文のなかにあった「田舎二而手職計り二而ハ渡世難取続」という一文を、このような背景から理解すれば、「手職」とは草履商い（あるいはその他の生産品も含む）のことであると考えられる。手職のみでは渡世が成り立たないとしているということは、つまり手職＝草履商いが和名においても重要な生業であったことを窺わせる。

2 草履の重要性と内部格差

長吏の生業にしめる草履の重要性がわかる史料が和名場に残されている。和名場長吏の耕作状況と渡世を書き上げたもので、作成年代はあきらかでないものの、記された人名から判断して明治三～四年（一八七〇～七一）頃と推定できる。²⁵

和名村二三戸の長吏のうちすべてが草履作りを行い、また何らかのかたちで農業に携わっていたことがわかる（ただし所持する田畑は中田畑以下で上田畑はない）。二三戸のうち八戸は「草履渡世」、つまり草履の生産を主な収入源として生計を立てており、その他の一四戸も「農業渡世・農間草履作」となっている（一戸は渡世不明）。「草

表2

名前	肩書	農地			渡世		草履		耕作面積	備考
		縄地	質流地	小作	農業	草履	生産	商売		
甚右衛門	小頭	○	○	×	○		○	×	1町5反余歩	畑山1町歩
弥助	小組頭	×	○	○	○		○	○	1町2反5畝歩	
富士五郎	小組頭	○	○	○	○		○	○	1町2反余歩	
源太郎	組下	○	○	○	○		○	×	1町2反余歩	
幸三郎	組下	×	○	○	○		○	○	9反5畝歩	
辰之助	組下	○	○	○	○		○	○	7反余歩	
幸治郎	組下	○	×	○	○		○	×	5反7畝歩	
久米治郎	組下	○	×	○	○		○	×	5反5畝歩	
音松	組下	×	×	○		○	○	×	5反4畝歩	(極貧者)
兵藏	組下	×	○	○	○		○	×	5反3畝歩	
重藏	組下	○	○	×	○		○	○	5反余歩	
清太郎	組下	×	○	○	○		○	×	5反余歩	
春吉	組下	○	×	○	○		○	×	5反余歩	
源吉	組下	○	×	○	○		○	×	5反歩	
勘藏	組下	×	○	○	○		○	×	5反歩	
栄太郎	組下	×	×	○		○	○	×	4反余歩	
仙太郎	組下	×	×	○		○	○	×	2反5畝歩	
きみ	組下	×	×	○		○	○	×	2反	吉三郎後家
寅松	組下	○	×	○		○	○	×	1反1畝歩	
浜吉	組下	×	×	○		○	○	×	1反余歩	草鞋作渡世
勇吉	組下	×	×	○		○	○	×	8畝歩	(極貧者)
倉治郎	組下	○	×	×		○	○	×	3畝歩	麻裏草履
みよ	組下	?	×	×	?	?	○	×	3畝歩	居屋敷手作
計		11	10	19	14	8	23	5		

【鈴木家文書】980 より作成

注1:「耕作面積」は縄請地・質流地・小作地の合計

2:「極貧者」の記載は文久3年人別帳(832)による

履渡世」の家は耕作地五反以下の層に集中しており、そのほとんどが小作地である。いっぽう「農業渡世・農間草履作」すなわち農業を主な生業とし、余業として草履作りを行っている長吏の多くは、縄請地か質地あるいはその両方を有しており、小作地中心の草履渡世層とは耕作面積だけでなく、農地の所有形態がことなる。近世後期に長吏が身分内のみではなく周辺農村から質地を集積する状況はひろくみられるが、これらの土地集積を支えた経済力は、商品経済の発展にともない増大した草履商いによる収入がその一端を担っていたのではないか。富裕層には土地集積を行う経済力の源泉として、下層には日常生活の収入源として、草履は貴重な生業であったことが窺える。

しかし生業にしめる草履の位置づけが大きいほど、場内における経済的格差がひろがっていったと考えられる。草履をつくるには竹皮・馬皮が必要である。馬皮は場主であれば無償で手にはいるが、前述したよ

うに場主の権利には差があり、皮の確保も不安定なものである。また前節で挙げたように、各旦那場では他の旦那場の長吏による場内の草履商いについて制限を設けており他の旦那場内で商いを行おうとすれば、市役銭が必要となるなど、草履商いを行うにも元手となる経済力が必要であり、さらに内部格差を拡大させる原因ともなりうる。このような傾向は、貨幣経済の活発化にともなう経済的格差による農村の荒廃に通じる現象であり、長吏が社会の動向と無関係ではなかったことを窺わせる。

おわりに

小稿では長吏の生業、特に市商いに焦点をあてて検討を行った。

長吏の代表的な職能である斃牛馬取得は、安定した収入を望めるものではなく、その権利の格差の問題から、それを主要な生業とすることは難しかった。同じく代表的な職能である勧進に関しては、職能としての性格は形骸化し、もっぱら旦那中との仕切関係を確認するために続けられていたものである。旦那中との関係を確認する理由は、旦那場に関わる権利の保持にある。日常的な勧進や番人役を「非人」に委譲していた長吏が、旦那中で

ある百姓との仕切関係を確認する数少ない機会が、挨拶廻りとしての勧進であり、長吏が既得権として保持しようとした旦那場の権利には、斃牛馬取得権はもちろん市商いの権利も含まれていたと考えられる。実際に天保期足利場の市商い権(草履)の事例では、陣屋や町役人に対して役をつとめていることに加え、五節句盆暮などに勧進を行っていることが市商い権を主張する根拠のひとつとなつている。特に草履商いは本文中で挙げた地域以外にも広くみられる生業であり、砥石などといった他の生産品の権利を失っていた(もしくは縮小していた)長吏にとつては、現金収入を得られる重要な生業であつたと考えられる。草履が商い権のなかでも、また生業のなかでも重要な位置を占めるに至つた要因として、貨幣経済の浸透による草履需要の拡大と、皮革・竹皮の入手が長吏身分にとつて比較的容易であつたことが挙げられる。

以上の条件を、和名場の史料にあつた「仲間職分段々一ト品ツツも少ク相成、百姓中着合不相成、作馬之世話致候も不相成候様ニ成行候ハ、田舎ニ而手職計リニ而ハ渡世難取統一同難儀」に当てはめてみれば、「仲間職分段々一ト品ツツも少ク相成」というのは老病馬売買の禁止や作馬・目利の禁止を指していることはもちろん、砥

石やその他の特権生産品の権利が脅かされていたことについて記したものととれる。「百姓中着合不相成」という文言も、旦那中との仕切関係に基づく権利の対象として、また日常的に関わりのある隣人として付き合いを重要視していたことのあらわれだろう。

このように生業として大きな割合を占めていた市商い権（あるいは斃牛馬取得なども）が、身分的特権に基づく権利であったということは、明治四年（一八七二）のいわゆる解放令以後、既得権の保護がなされなかったこととあわせて、非常に重要なことである。

註

(1) 近世中期から後期にかけて「穢多」と他称されることが多いが、小稿では関東で広く自称として用いられる「長吏」を身分称として使用する。

(2) 長吏の市商いについての主な研究は、池田秀一「天保期における足利町市出入一件」〔『部落問題研究』一〇一号、一九八九年〕、大熊哲雄「長吏と市の関わりについて」〔東日本部落解放研究所編『東日本近世部落の具体像』、一九九二年〕などがある。

(3) 一般的に関東で農耕に使役されるのは馬が多い。
(4) 勸進者集団（長吏）内部において相互に区分専有を定

めた地域設定（縄張り）であり、斃牛馬取得や勸進といった身分的職能やその他の身分的諸権利・役負担は、基本的に旦那場をその設定範囲として行われた（このような権利や役負担は基本的に長吏に帰属する）。旦那場はまた小頭を頂点とする長吏集団として弾左衛門の在支配基盤ともなっている。このような場の性格は、関東つまりは弾左衛門支配地域の旦那場に概ね当てはまるものであるが、しかし同じ弾左衛門支配下であってもその構造は地域ごとにそれぞれ異なっており、一律ではない。なお旦那場の呼称については「職場」「勸進場」などが挙げられるが、小稿では広義の「旦那場」を使用する。

(5) 斃牛馬取得権は旦那場内の村ごとあるいは地域ごと、日割り（場日）で権利者（場主）が定められているのが、一般的である。

(6) 拙稿「北関東・下野国小頭に関する一考察―由緒書と「佐野場」の構造を手がかりに」〔『解放研究』一六、二〇〇三〕。

(7) 『鈴木家文書』九四五、第一巻～五巻（埼玉県同和教育研究協議会、一九七七～一九七九年）。武蔵国横見郡和名村を中心とする和名場の小頭家史料。

(8) 『鈴木家文書』九三二など。馬喰の禁止については、藤沢靖介「江戸中期「老病・病馬」の扱いと屠畜にふれて

―「百姓の安馬喰」一件（『鈴木家文書』）より」（『明日を拓く』四八号、二〇〇三年）に詳しい。

- (9) 塚田孝『近世日本身分制の研究』兵庫部落解放研究所、一九八七年（第一部第二章「近世における身分・支配・賤民組織」、峯岸賢太郎『近世被差別民史の研究』校倉書房、一九九六年（第一章第三節「手下非人」と番人役）。
- (10) 男物の草履と女物の草履では直段が異なり、女物の草履の方が安価。『鈴木家文書』一一二五では男草履八〇文、女草履六四文（文政七年）であったことがわかる。
- (11) 『鈴木家文書』五九一。
- (12) 『鈴木家文書』七二四。史料中で挙げられている年頭勸進は、旦那中をまわって年玉を渡し、返礼をうけるといふもの、「福吉」といって馬を引いて旦那中を廻り年玉をうけるといふものである。和名場は前者（『鈴木家文書』六〇六）。
- (13) 勸進のなかでも、旦那との縁をつなぐ挨拶廻りや興行権に関するものや、野辺送りの際に諸道具を貰いうけることなどは認めているが、鳥追いや貰いは「非人職分」として禁じている。
- (14) 『榎本弥左衛門覚書』（『川越市史』資料編近世Ⅱ、一九七七年）。
- (15) 大日本地誌体系『新編武蔵風土記稿』八、雄山閣、一

九九六年、二五六頁。戦国期、後北条氏は西上州産の砥商いには仁見の長吏太郎左衛門の手判が必要な旨を定めていた。また太郎左衛門以外の長吏が砥商いに関わっていた史料も残されている（『新編武州古文書』上巻、角川書店、一九七五年、六三八〜八三九頁、下巻、四二八〜四二九頁）。長吏と砥石の関係については、斎藤洋二「五郎兵衛用水の堀貫を掘ったのは誰か」（『水と村の歴史―信州農村開発史研究所紀要』六号、一九九〇年）、に詳しい（後に「砥石の生産・販売と被差別部落」と改題し東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の生業と役割』明石書店、一九九四年に所収）。

- (16) 『下野国半右衛門文書』三〇二（群馬県部落研東毛地区近世史学習会、一九九六年）。下野国足利郡を中心とする旦那場（足利場）の小頭家文書。
- (17) 川根裕「下野国小山宿の被差別民の生活」（『関東・東海の被差別部落史研究』一九八〇年）。
- (18) 同じ結城場でも居住村がことなる長吏がいるものと考えられる。場内の数カ村に組下が点在する例は足利場なども同様である（和名場は和名村のみ）。
- (19) 『鈴木家文書』九七七。
- (20) 『下野国半右衛門文書』二九一〜三〇〇。
- (21) 『下野国半右衛門文書』三〇一。

(22) 拙稿「近世関東における長吏の市商い権と旦那場」(『国史学』一一七号、二〇〇二年)。下野国足利場や佐野場の事例を中心に検討。近世前期は小頭が独占していた市商い権が、次第に旦那場を基盤とする権利へと変化していったと考えられる。

(23) 『下野国太郎兵衛文書』四八六(群馬県部落研東毛地区近世史学習会、一九八七年)。下野国安蘇郡犬伏居住の長吏小頭(佐野場)がもつ市神祀りに関わる由緒。

(24) 『鈴木家文書』七二五。

(25) 『鈴木家文書』九八〇。

解放研究 16

屠場文化——食肉・皮革を支える人びと 桜井 厚

伝通院御掃除町と御家人・御掃除之者及びその

居住地に関する研究 内田 雄造・藤沢 靖介

「相州鎌倉極楽寺村長吏類門帳」と

関連する史料について 鳥山 洋

北関東・下野国小頭に関する一考察

——由緒書と「佐野場」の構造を手がかりに岡田あさ子

地域再生とまちづくり・むらおこし

——コミュニティワークの活用に向けて内田 雄造

健筆で担った創立期水平運動

——平野小劔研究(3) 朝治 武

部落史の断章⑤

上州馬市差別事件を通して見えてきた研究課題

大熊 哲雄

頒価2000円+税

発行||東日本部落解放研究所 発売||有解放書店

東京都台東区今戸2-8-5 ☎03・5603・1861